解散公告

当法人は、平成二十七年十月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

京都府綾部市西町一丁目五〇番地の一（綾部商工会議所内）

特定非営利活動法人綾部まちなかネット

清算人　平野　正明

解散公告

当社は、平成二十七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

大阪市西区北堀江一丁目七番三号

石濵毛皮貿易株式会社

代表清算人　石濵　照子

解散公告

当社は、平成二十七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

大阪市天王寺区舟橋町五番一九号

株式会社大国プラ販

代表清算人　一ノ宮孝夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

大阪市平野区西脇一丁目一七番八号

株式会社吉川酒店

代表清算人　高木　信行

解散公告

当社は、平成二十七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

大阪市福島区福島一―一―四八ザ・タワー大阪一二〇三号

株式会社ＯＦＦＩＣＥ　ＴＳＵＪＩＭＯ

ＴＯ　代表清算人　辻本　信雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

大阪市浪速区日本橋東三丁目六番二〇号

シバ商事株式会社

代表清算人　志波　正紀

解散公告

当社は、平成二十七年十月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

兵庫県芦屋市業平町二番一四―二〇一号

株式会社富士商事

代表清算人　小野　一也

解散公告

当社は、平成二十七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

福岡市博多区堅粕三丁目一七番三三号

有限会社プランニングフタバ

清算人　梶原　忠幸

解散公告

当社は、平成二十七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

鹿児島市上福元町三二一三番地九

株式会社池畑組

代表清算人　赤松　稔

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年九月三十日付東京都告示二十七都市整再第二百七十六号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

東京都荒川区東日暮里三丁目三三番一号細木事務所一階

三河島駅前南地区市街地再開発組合

代表清算人　多賀　康雄

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年十月二十日付長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

長野県長野市鶴賀田町一五一四番地六

権堂Ｂ―１地区市街地再開発組合

代表清算人　市村　信幸

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年九月三十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

京都府城陽市寺田水度坂一五番地の三三六

医療法人社団浅野耳鼻咽喉科医院

清算人　浅野　暉子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年九月三十日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

高知県須崎市山手町一番七号

清算法人須崎市上神田土地改良区

代表清算人　井上　達男

解散公告（第一回）

当地縁団体は、平成二十六年三月二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当地縁団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

福岡県朝倉市江川五番地二

地縁団体江川東部区会

清算人　川上慎一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月二十五日開催の社員総会の決議及び平成二十七年九月一日北海道知事の認可により平成二十七年九月七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

北海道夕張市若菜八番地二五

医療法人社団健翔会

清算人　渡部　昌樹

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年十月五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目五番二六号東部ビル四階

東部ゴム厚生年金基金

代表清算人　中村　浩士

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

名古屋市中区錦三丁目八番七号

中部紙商厚生年金基金

代表清算人　小南　清隆